

意見書

平成 24 年 11 月 1 日

情報通信行政 ・ 郵政行政審議会
電気通信事業部会長様

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶ や く さくらがおかちょう 東京都渋谷区 桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先 事務局長 かめだ たけし 亀田 武嗣

メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政 ・ 郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 10 月 2 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

今般IPoE接続事業者の最大数が3から16に増加することは、IPoE方式の問題点の一つが緩和されることになり非常に好ましいことと考えております。

しかしながら、ISP事業者がIPv6 IPoE方式で接続するのは、コスト面等でまだハードルが高いと考えられ、IPv6の普及促進の観点から、このハードルを引き下げることが必要と考えます。

新規参入のIPoE接続事業者と既存のIPoE接続事業者の合計が17以上に達した場合は、最大数の更なる拡大に向けた検討を継続して行うことが必要と考えます。一方16に達しない場合は、今回の申込み期限後も引き続き新規参入IPoE接続事業者が申込みことが可能であることを希望します。

また、新規に参入する事業者への情報提供や、参入後の情報の取り扱いについての公平性の担保をお願いしたいと存じます。

総論

当協会は、平成21年のNGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款認可当時より、IPv6 IPoE方式において、当時から接続を行う事業者数が3社に制限されることの問題点について主張してきましたが、今般この最大数が3から16に増加することは、それが緩和されることになり非常に好ましいことと考えております。

しかしながら、ISP事業者がIPv6 IPoE方式で接続するのは、コスト面等でまだハードルが高いと考えられ、IPv6の普及促進の観点から、このハードルを引き下げることが必要と考えます。

また、今回の意見募集の対象ではありませんが、IPv6 IPoE方式でも、IPv6 PPPoE方式でも、今後予定されているNTT東西殿のBフレッツからNGNにマイグレーションした利用者についても、それらの方式を利用できることが必要と考えます。

各論

IPoE接続事業者の最大数について

今般IPoE接続事業者の最大数が16に拡大されますが、今回のIPoE接続を行おうとする事業者からの接続申込み手続において、既存IPoE接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が17以上に達した場合は、選定手続きの他に、最大数の更なる拡大につきましても引き続き並行して検討されるべきと考えます。

期日以降の申し込み受付について

今回、新規の接続申込みは一定の期日（平成24年12月下旬目途）までと期限が設定されておりますが、既存IPoE接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が16に達しない場合は、期限後も引き続き、新規の接続申込みが受けられることを希望します。

新規IPoE接続を検討する事業者に対する情報提供について

今回の認可対象ではありませんが、今回最大数が拡大されるIPoE接続事業者として新規に参入を検討する事業者にとりましては、その費用がいくらかかるのかの情報が不十分であると指摘されております。詳細はNTT東西殿がIPoE接続事業者に請求する網改造費用として、NTT東西殿と既存IPoE事業者限りの情報で非開示、とのことですが、費用が明確にならないと新規参入の検討に際しビジネス判断を行うことができません。新規参入の検討

にあたって必要な情報に限り、守秘契約の締結を前提としつつも、NTT東西殿より情報の提供がされることを要望します。

NTT東西殿と既存IPoE接続事業者に加え、新規IPoE接続事業者を加えた協議の場について

今回認可対象ではありませんが、現在NTT東西殿と既存IPoE事業者間で行われているIPoE方式についての協議の場に、今回新規参入するIPoE接続事業者も加わった協議の場が必要と考えます。これは既存IPoE接続事業者と新規参入IPoE接続事業者間の公平性の確保のためにも重要と考えます。この協議の場への参加開始時期は、合理的にはIPoE接続事業者として選定され参入が認められてからと思いますが、事業に大きな影響があるのでNTT東西殿に申し込んだ時点以降から参加が認められることを要望します。

以上